

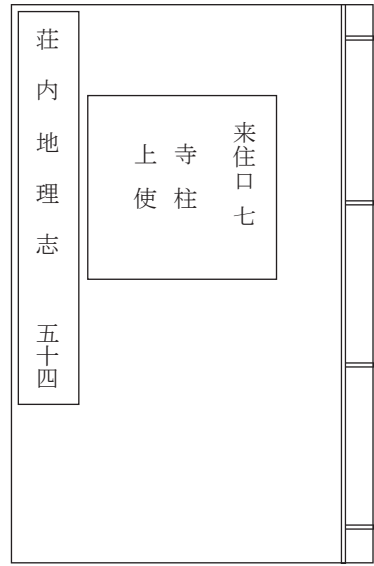
三股町史料集3

庄内地理志 卷五四

庄内地理志 卷五五

庄内地理志 卷五六

(表紙)



(原寸タテ 25.1 cm×ヨコ 16.4 cm)

〔書扉〕  
来住口 寺柱 七

庄内地理志 五十四

庄内地理志 卷第五十四

都城来住口 七 寺柱

一 従古来度々上使御巡見御名前

附 鹿府御附廻之御役々名前

一 度々以御条書仰渡御条目

一 御国御目附衆御巡見

御宿入付之諸品御献立

卷五四く五六の内容は、来住口の寺柱村を通過・宿泊した上使に関するものである。上使とは、幕府から大名などに派遣された使者全般をさすが、本巻には国廻上使、諸国巡見使、国目付がみられる。ただ、諸国巡見使の最終派遣にあたる天保九年（一八三八）時点は「庄内地理志」編さんが終了しており、記録がないことが惜まれる。

卷五四冒頭の内容目録をみていく。

古来より度々巡見してくる上使の名前、及び鹿兒島本藩から同行した役と名前。

上使派遣の度に条書をもって仰せ渡した条目。それらの条目は、江戸の留守居役（幕府との公務の連絡や他藩の留守居役との交際・情報交換を担当）を通じて伝えられたものである。

「御国御目附衆」は、宝暦六年（一七五六）に鹿兒島藩限定で派遣された国目付（四二頁）のことで、宿で準備する品や迎接する際の献立が記載されている。

一 日記之抜書 一人数手配

此一冊上使御止宿迄之卷冊也、末吉境方都城御通筋ハ別巻絵図御答書有之

庄内地理志 卷第

都城来住口 中之郷 寺柱

巡見使

一 五畿内・四国・紀伊・伊勢 上使三人略ス

一 東海道 従美濃至安房、上総・下総右同断

一 陸奥 従常陸至出羽右同断

一 北陸道 佐渡共右同断

一 中国 隠岐共右同断

一 九州 二嶋共右同断

一 右寛永十年 癸酉被遣之

一 小出(吉親)対馬守様

一 能勢(頼隆)小十郎様

一 城織部(信茂)正様

右寛永十年八月日州筋御通路、寺柱之内ニ御仮屋出来、此節(十四代北郷)依雲州忠亮公之御意、亭主相勤北郷吉右衛門久明・河合正兵衛重昌・志和地加賀右衛門忠重、百姓と唱相勤候

役所日記の抜き書き、手配の人数も記載されている。この一冊（巻五四か）は、上使の宿泊に関するもので、末吉境から都城への通り筋は別巻に絵図と答書がある。

巡見使は、全国の藩領・天領を監察する目的で設置された幕府の臨時職制の一つで、諸国巡見使と国々御料所村々巡見使（天領限定）の二つをさす。「庄内地理志」の巡見使は諸国巡見使をさしている（以下、巡見使と略記）。便宜上、寛永十年（一六三三）における上使派遣を一回目と数え、本書掲載の八回分について回数をつけて記述した。一回目は上記のように、全国を六ブロックに分けて派遣された。

一回目では、正使の小出、副使の能勢・城の三人が九州地区に派遣された。八月の日向国内通過に合わせて、寺柱に仮屋（出先機関、又は公的な宿泊施設か）が設けられた。これは都城領主の北郷忠亮の指示であった。仮屋の亭主は北郷・河合・志和地の三人で、百姓と唱えて勤めた。

一 岡野孫九郎様 (貞明)

一 青山喜兵衛様 (善兵衛正康)

一 井戸新右衛門様 (幸弘)

一 右寛文七年八月末吉御発駕、都城御通寺柱へ御止宿、此節御家老嶋津帯刀様被差越御饗

応、忠長公御事江戸へ被成御座候、数日雨天相続御滞在、九月朔日方御立(久元)ニ而、是方

一 飢肥之様御通被成候

一 寛文七年未諸国巡見使、六年廻浦使二手被遣、御国へ者廻浦使迄被遣候、上使高林又 (直重)

一 兵衛・向井八郎兵衛、右之節国廻衆へ被仰渡覚 但巡見使方 (正興)

一 御料・私領共町在々所々仕置善悪可被承之事

一 きりしたん宗門之仕置、常々無油断申付候哉、并盜賊等之仕置、其所之もの存知候様

一 相尋、様子可被承之事

一 何事ニよらず近年運上ニ成、其所之諸色高直ニて迷惑仕義在之哉、可被承之事

一 公儀御仕置者、替たる事在之哉、可被承之事

一 買置いたし、しめ売仕候もの之在之哉、可被承之事

一 金銀米錢相場、可被承之事

一 公事訴訟目安、一切請取間敷事

一 高札之写不立置候所者 向後立置之、文字不見節者 又改可立置之旨、数多所々ニて可被

一 申渡事

以上

寛文七年閏二月十八日

岡野・青山・井戸の三人は、二回目となる寛文七年（一六六七）に派遣された。八月に末吉を出発し、都城を通り、寺柱で宿泊した。このとき、藩家老の島津久元も来訪したため饗応した。都城領主の島津忠長は江戸に滞在していた。巡見使一行は、九月一日には飢肥へ向けて出発した。

寛文七年に巡見使、六年に廻浦使二手遣わされとあるが、廻浦使（浦廻上使）も七年の派遣であり、誤記であろう。『旧記雑録追録卷十一』（『旧記追録』）にも、浦廻上使として高林・向井が派遣されてきた記事がみられる（沿岸部のみ）。浦廻上使は、西国方面が高林・向井、東国方面が坂井・伴で、二手に分けて派遣された。

「御料・私領共…」から「高札之写…」までの八条は、寛文七年閏二月十八日に巡見使に対して出されたものであり、各地を監察する際の基準であった。これらの条項は、寛文七年（二回目）に初めて明文化されたもので、主旨は民衆を直接観察し、個別領主層の領民に対する統治の善悪を監察することであった。

(表紙)



(原寸タテ 25.0 cm×ヨコ 16.5 cm)

〔書扉〕  
来住口 寺柱  
上使 中之峠 八

庄内地理志 五拾五

庄内地理志 卷第五十五 都城来住口 八

目録

中之郷寺柱村 付小鷺巢村

一 御検地高頭次第

一 衆中方人数惣数 一 同役名

一 在郷右同断 付小鷺巢村

卷五五は、上使（諸国巡見使）が寺柱から飢肥へ向かう通り道に関するもので、中之峠のとうげの茶屋に関する記録が中心であるが、様々な絵図が収録されている。巡見使は夏場に派遣されていることから、藩内の各地に水置所や休憩所が設置されていた。特に、牛の峠越えは難所であったため、巡見使一行のみならず、迎接側にとつても施設整備や物資の搬入に苦勞を強いられたことである。

なお、目録にある「中之郷なかのこう」は、中世の地域呼称（北郷・南郷・中之郷・三保みまた院）の一つであり、都城島津家では近世においてもそれらの呼称を使用していたことがわかる。目録には、卷五五に掲載されていないものも含まれており、順不同であるが、符合する頁数を示した（卷五二・五三は『三股町史料集2』に収録）。

【御検地高頭次第】／卷五二

【衆中方人数惣数】／卷五二

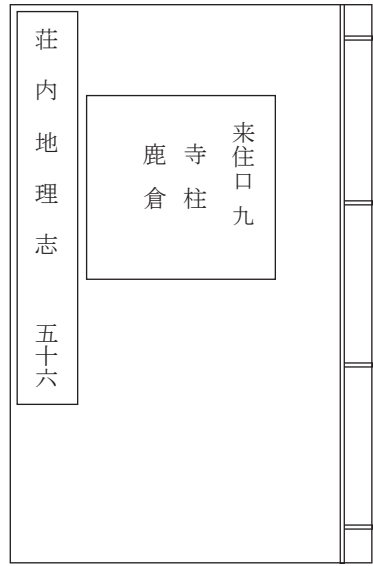
【同役名】／卷五二

【在郷右同断小鷺巢村】／卷五二

- 一 里・野山産物之品 一 寺柱中惣絵図
- 一 田地・野山小字名 一 小鷲巢村同断
- 一 巡見上使御応答 是ハ寺柱村内迄ニ而此前道筋夫々之部ニ有
- 一 上使御旅宿并御国目付御休舎
- 一 上使開発より年鑑御名前次第
- 一 御宿差図広大ニ付別絵有
- 一 御本座下宿迄入付道具并御献立御膳次第
- 一 御家老御用人御徒士并人足等ニ到、其外鹿府御附通之宿迄
- 一 村内路筋・御番所・売物茶屋・野坂里塚立絵図
- 一 中之峠御茶屋之譜并両度之画図、駒帰御茶屋図
- 一 牛之峠道筋飫肥境鹿倉図 飫肥・薩州双方書物取替之文書
- 一 飫肥境間数縄引鹿倉名
- 一 桜子平山屋敷
- 一 御番所番頭・平番人之譜并御役料御扶米 (持脱)
- 一 辺路番所
- 一 掟御条書 御家老所其外御条目
- 一 往還通融ニ付御条書、何れも当地御番所ニ記ス、梶山・石原ハ旅人通融無ニ付、右式ヶ所へハ其所ニ限り候を相記、上様東目御番手御預之儀者梶山江有之

- 【里・野山産物之品(寺柱産物)】／69
  - 【寺柱中惣絵図】／67
  - 【田地・野山小字名(寺柱村畦字名)】／69
  - 【小鷲巢村同断(小鷲巢字名)】／69
  - 【巡見上使御応答(御巡見御答方)】／70
  - 【上使御旅宿・御国目付御休舎】／不明
  - 【村内路筋・御番所・売物茶屋・野坂里塚立絵図】／71・73・74
  - 【中之峠御茶屋之譜・両度之画図・駒帰御茶屋図】／83・85・卷五六(93)
  - 【牛之峠道筋飫肥境鹿倉図】／89
  - 【飫肥境間数縄引鹿倉名】／不明
  - 【桜子平山屋敷】／卷五六(115)
  - 【御番所番頭・平番人之譜・御役料御扶米】／卷五三
- 辺路番所や掟の条書等は、寺柱番所(卷五三)に収録してあるが、梶山番所(卷一〇〇)・石原辺路番所(卷六三)、都城市安久町(安久町)については各巻に記載がある。また、東目筋の番所の管轄替えについては、梶山(卷一〇〇)に記載があるとのこと。

(表紙)



(原寸タテ 25.2 cm × ヨコ 16.3 cm)

(書扉)

来住口 寺柱  
鹿倉 九

四月廿二日  
大河原隆作  
糺合濟  
画四枚 荒川太郎兵衛写

庄内地理志 五十六

庄内地理志 卷第五十六

目録

都城来住口 九

中之郷寺柱村 鹿倉

一 駒帰水御茶屋

一 上使御通路筋諸所

一 大境縄引

卷五六は、来住口の九分冊目（最終分冊）

であり、表紙表題には「寺柱・鹿倉」とある。ただ、内容は上使関連のものが多く、巻五五からの続きと考えるとよいであろう。鹿倉（指定された狩場）に関することとはわずかであり、目録にある「駒帰水御茶屋」の記事が中心であり、「大境縄引」にみられるような距離に関する記事も多い。

目録は三件のみであるが、内容と照合できる箇所のみ頁数を示した。

【駒帰水御茶屋】／93

【上使御通路筋諸所】／98

【大境縄引】／107、111、120







1104	1103	1102	1101	1099	1099	1098	1097	1096	1096	1095	1095	1094	1093	1093	1092
15	7	11	11	12	5	4	1	15	12	14	3	9	13	12	15
台座之下に、	仏力あうた	一箇は、	長福坊共	致造立如件	佛師儀秀	阿弥陀如来御宝前	靱式石壺斗四升	候へ共ハ	二十人相添え	寛永年号之頃	往古上様崇敬	文禄年号頃迄ハ	児玉豊前	藪田主税	児玉半兵衛
	仏力あらた	一箇は、	長福坊は			阿弥陀如来御室前		候へば		寛永年号之比		文禄年号比迄ハ			児玉平兵衛
25	23	23	22	20	20	19	18	17	17	16	16	15	14	14	13
5	17	2	3	13	5	4	1	17	13	15	4	9	14	13	16
台座之下ニ	仏力あらた	一箇者	長福坊共	致造立所如件	佛 <sup>(前)</sup> 子儀秀	阿弥陀如来御宝前	靱式表 <sup>(儀)</sup> 壺斗四升	候へハ	二十人相添	寛永年号之比	往古、上様御崇敬	文禄年号比迄ハ	児 <sup>(志)</sup> 玉豊前	藪田主 <sup>(税)</sup> 祝	児玉平兵衛
	正誤表のとおり。	もと(誤)のままとした。	もと(誤)のままとした。	「所」原本にあり。	「仏」↓「佛」(旧字)。 『三股町史料集2』正誤	もと(誤)のままとした。 「宝前」という語句あり。		もと(誤)のままとし、「共」を消して「ハ」を表記。	「え」原本になし。	正誤表のとおり。	「御」原本にあり。	正誤表のとおり。	棟札部分。	棟札部分。	正誤表のとおり。